

議会運営委員会会議録

日 時 平成22年10月 7日(木) 開会時間 午後 4時20分
閉会時間 午後 4時34分

場 所 議会運営委員会室

出席者 委員長 深沢登志夫 副委員長 内田 健 議長 武川 勉 副議長 保延 実
前島茂松 土屋 直 中村正則 渡辺亘人 高野剛 金丸直道 樋口雄一
委員外議員 小越智子

欠席者 なし

執行部出席者 総務部長 古賀 浩史 総務部次長 山下 誠

議 題 1 知事提出追加議案について

- 総務部長から、その概要について説明があった。

2 知事提出追加議案の取り扱いについて

- 同意案件は、本日の本会議にそれぞれ上程し、知事の口頭説明ののち、人事案件であるので、質疑、討論及び委員会の付託はこれを省略して、即決する扱いとする。
- その他の追加議案について
 - 質疑は、自民党政友会、県民クラブ、明全会、フォーラム政新については、各10分以内、公明党、日本共産党、無所属については、各5分以内とする。
 - ・ 発言通告書を知事提案理由説明後、直ちに提出する。
 - ・ 再質疑及び関連質疑は行わない扱いとする。
 - 本件は、総務、農政商工観光、土木森林環境の各委員会の所管に係るものであるため、議案は、総務、農政商工観光、土木森林環境の各委員会に付託する。
 - ・ この委員会については、追加の補正予算に関する説明員のみ出席とする。

以上了承された。

3 議員提出議案の取り扱いについて

(1) 「司法修習生に対する給費制の存続を求める意見書」ほか8件の意見書について

- これらの案件は、本日の本会議に上程し、提出者の口頭説明ののち、質疑及び委員会の付託はこれを省略して、即決する扱いとする。

- 討論のある場合は、発言通告書を本委員会終了後、直ちに提出する。
- 討論の発言通告書の提出のある場合、討論の発言順序は、まず、反対の発言通告がある議員、次に、賛成の発言通告がある議員の順とする。
- 討論の発言時間は、各会派代表者会議の申し合わせにより5分以内である。
- 採決にあたっては、まず、反対のある「安心社会実現のため超党派で消費税論議を行い、歳出の見直しを求める意見書」を起立により採決し、次に、反対のある「地方財政の充実を求める意見書」及び「新たな経済対策を求める意見書」を一括して、起立により採決し、最後に、残る意見書について、一括して、簡易採決の方法による。

以上了承された。

(2) 「議員派遣の件」について

- 本件は、本日の本会議に上程し、提出者の口頭による説明、質疑、討論及び委員会の付託は、これを省略して、即決する扱いとする。
- 採決にあたっては、簡易採決の方法による。

以上了承された。

4 知事提出議案及び請願の取り扱いについて

(1) 委員長報告について

- 委員長の口頭による報告は、各委員長の申し出により、委員会報告書の配付をもってこれを省略することが了承された。

(2) 討論について

- 討論は、小越智子議員から、第七十五号議案に反対、また、渡辺亘人議員から、第七十五号議案に賛成のそれぞれ発言の通告があった。
- 従って、討論の発言順序は、小越智子議員、渡辺亘人議員の順とする。
- 討論の発言時間は、各会派代表者会議の申し合わせにより5分以内である。
- なお、知事提出追加議案に係る討論も含め5分以内とする。

以上了承された。

(3) 採決方法について

- 議案及び請願は、一括して議題に供し、採決にあたってはお手元に配付の議案採決順序表及び請願採決順序表のとおり
 - ・ 議案については、反対のある第七十三号議案、第七十五号議案及び第八十四号議案を一括して起立により採決し、次いで残る案件について、一括して簡易採決の方法による。
 - ・ 請願については、一括して簡易採決の方法による。

以上了承された。

5 議会運営委員会の定数の変更時期について

- 議会運営委員会の定数の変更は、本日の本会議に上程し、冒頭行う扱いとすることが了承された。

6 議会運営委員の選任時期について

- 議会運営委員の選任は、議会運営委員会の定数の変更に引き続き行う扱いとすることが了承された。

7 常任委員の所属変更の時期について

- 常任委員の所属変更の時期は、議会運営委員の選任に引き続き行う扱いとすることが了承された。

8 決算特別委員の辞任許可・選任について

- 決算特別委員の辞任及び選任の件については、本日の本会議に上程し、まず、辞任について許可した後、続いて選任を行う扱いとすることが了承された。

9 県出資法人経営状況調査の件について

- 本件は、閉会中の継続審査案件として県出資法人調査特別委員会に付託されていたものであるが、同特別委員長から委員会報告書の提出があった。
 - 従って、請願の採決に次いで上程し、口頭による委員長報告の後、採決する扱いとする。
 - 討論については、小越智子議員から発言の通告があった。
 - 討論の発言時間は、各会派代表者会議の申し合わせにより5分以内である。
 - 採決にあたっては、起立採決の方法による。
- 以上了承された。

10 本日の議事順序について

- 本日の議事順序は、配付のとおりとすることが了承された。

11 本会議の開始時刻について

- 本会議の開始時刻は、午後4時50分とすることが了承された。

12 議会運営委員会の閉会中の継続審査案件について

- 本委員会が、閉会中もなお継続して調査を要する事件は、配付のとおりとする。
 - 閉会中の継続審査案件に関する調査の日時、場所等の決定は、委員長に委任された。
 - 県外調査を10月19日から21日まで実施することとし、おって場所等を検討の上、通知するので、全員の参加を願う。
- 以上了承された。